

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

注意！！ 暮らしのレスキューサービスに関する悪徳商法に注意！！

最近、トイレの故障・不具合などの水回りトラブルへの対応を行う事業に関する相談が増えています。



「消費者庁イラスト集より」

無料点検・見積りのために
自宅まで来てもらうこと
に・・・



契約してしまったが、解約したい・・・

そんなときは、**クーリング・オフ！**

相談事例

自宅トイレ内で水漏れが発生し「修理代金〇〇円・見積り無料」と記載のある事業者に見積り依頼をした。しかし、事業者が自宅に来た際「放置しておくで大変なことになる」「今回は特別価格で！」「契約するなら今！」とせかされ契約書に署名をしてしまった。事業者は部品を用意して一週間後に修理のために再来訪することになっている。代金は30万円を超えている。今、冷静になって考えると高額すぎると思う。広告に示された金額とかけ離れていて、納得できない。困った。どうしよう・・・。

ひとことアドバイス

「すぐに修理しなければ大変なことになる。」と事業者が消費者の不安をあおり契約を急かす事例が数多く報告されています。その場で判断せず、少しでも不安を感じた時は、作業を断りましょう。契約書に署名をしてしまった後でも**見積りの為だけに呼んだ事業者とその場で契約した**という場合には、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフが適用できる場合があります。お困りの際は消費生活センターにご相談ください。

※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。
早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

または

消費者ホットライン

局番なし

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代) 内線1129

相談日時:月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます